

医学研究科大学院生の専攻および種別（枠）について

■専攻一覧

	専攻課程	専 攻 科 目（分 野）
基礎系 〔一般枠 社会人枠〕	生 理 系	解剖学（顕微解剖学分野） 解剖学（肉眼解剖学分野） 生理学（生体制御学分野） 生理学（生体調節機能学分野） 生化学
	病 理 系	臨床病理診断学 薬理学（医科薬理学分野） 薬理学（臨床薬理学分野） 微生物学免疫学（2020年4月より名称変更） （現：微生物学）
	社会医学系	衛生学公衆衛生学 法医学 医学教育学
臨床系 〔原則として 一般枠のみ〕	内 科 系	内科学（呼吸器アレルギー内科学分野） 内科学（リウマチ・膠原病内科学分野） 内科学（糖尿病・代謝・内分泌内科学分野） 内科学（消化器内科学分野） 内科学（循環器内科学分野） 内科学（腎臓内科学分野） 内科学（血液内科学分野） 内科学（脳神経内科学分野） 内科学（腫瘍内科学分野） 内科学（緩和医療科学分野） 内科学（臨床感染症学分野） 精神医学 小児科学（小児内科学分野） 小児科学（小児循環器内科学分野） 放射線医学（放射線科学分野） 放射線医学（放射線治療学分野） 皮膚科学 リハビリテーション医学 総合診療医学
	外 科 系	外科学（心臓血管外科学分野） 外科学（小児心臓血管外科学分野） 外科学（呼吸器外科学分野） 外科学（消化器一般外科学分野） 外科学（小児外科学分野） 外科学（乳腺外科学分野） 脳神経外科学 整形外科学 形成外科学 泌尿器科学 耳鼻咽喉科学 眼科学 産婦人科学 麻酔科学 集中治療医学 救急・災害医学

■種別（枠）

本学大学院では、社会人枠と一般枠を置き、大学院生はどちらかに在籍する。

①社会人枠について

- ・医療・教育・研究機関、企業等に常勤として勤務している者は社会人枠でなければならない。
- ・臨床研修医は社会人枠でなければならない。
- ・社会人枠の大学院生が在籍できる専攻科目は原則として基礎系（生理系、病理系、社会医学系）のみとする。
- ・本学医学部の教育職員の場合は、助教（医科）でなければならない。ただし、修了延期者については、学位論文の審査及び最終試験に合格した時点で助教になることができる。
- ・「研究」と報酬を受ける「診療」の重複を避けるため、一定の条件（※）を除き、臨床系（内科系、外科系）に在籍できない。

※臨床系社会人枠に在籍できる条件

- （１）臨床系を専攻している大学院生が学外臨床研修を行う場合
- （２）臨床系を専攻している大学院生が専攻医専門臨床研修(学外)を行う場合
- （３）４年次に臨床系を専攻していた修了延期者で、修了要件単位の３０単位以上を修得し、研究科教授会で学位審査・最終試験の結果が承認され、学位授与を待つ場合

学外臨床研修

学外臨床研修とは、本学以外の医療機関において臨床研修することをいう。学外臨床研修期間は１年以内とする。ただし、研究科教授会が認めた場合、１年を限度として延長することができる。大学院在学中に、通算して２年間を限度とする。

本学助教（医科）で、基礎系の社会人枠に所属している大学院生が学外研修を行う場合は、助教（医科）の身分で学外研修を行う。ただし、臨床研修期間は、大学院在学中に、通算して２年間を限度とする。

学外臨床研修を行う場合は、医学部卒後臨床研修センター事務室で所定の手続きを行うこと。

専攻医専門臨床研修(学外)

専攻医専門臨床研修(学外)とは、専攻医が本学以外の連携施設において研修することをいう。研修期間は各領域のプログラムに準ずる。

専攻医専門臨床研修(学外)を行う場合は、医学部卒後臨床研修センター事務室で所定の手続きを行うこと。

修了延期

4年終了時において学位を取得していない者は修了延期となる。修了延期者の学費は2年を限度に免除する。

②一般枠について

- ・医療・教育・研究機関、企業等に常勤として勤務していない者は一般枠でなければならない。
- ・臨床研修医は一般枠に在籍することができない。
- ・本学職員（助教、助教（医科）等）は一般枠に在籍することができない
- ・学外臨床研修を行っている者は一般枠に在籍することができない。
- ・専攻医専門臨床研修(学外)を行っている者は一般枠に在籍することができない。
- ・一般枠の大学院生は、基礎系、臨床系の全専攻科目（分野）で在籍が可能。

身 分	基礎系 社会人枠	基礎系 一般枠	臨床系 社会人枠	臨床系 一般枠
本学助教（医科）	○	×	× 注1	×
臨床研修医	○	×	×	×
専攻医	○注2	○注2	×	○注2
専攻医専門臨床研修者(学外) (基礎系、臨床系一般枠に所属していた者)	×	×	○	×
専攻医専門臨床研修者(学外) (基礎系社会人枠に所属していた者)	○	×	×	×
学外臨床研修者 (基礎系、臨床系一般枠に所属していた者)	×	×	○	×
学外臨床研修者（助教（医科）） (基礎系社会人枠に所属していた者)	○	×	×	×
本学職員（医学部教育職員以外）	○	×	×	×
本学以外に常勤で勤務している者	○	×	×	×
常勤で勤務していない者	×	○	×	○

注1）4年次に臨床系に所属していた修了延期者が、修了要件単位（30単位以上）を修得し、研究科教授会で学位審査・最終試験の結果が承認され、学位授与を待つ場合は、臨床系社会人枠で助教（医科）になることができる。

注2）専門臨床研修に支障が出ないように、事前にプログラム・研修施設について診療科へ相談を要する。

■専攻科目（分野）、種別（枠）変更の手続き

専攻科目（分野）を変更する場合、種別（枠）を変更する場合は、変更を希望する1か月前までに「大学院医学研究科専攻科目変更願」を学事部大学院課に提出すること。

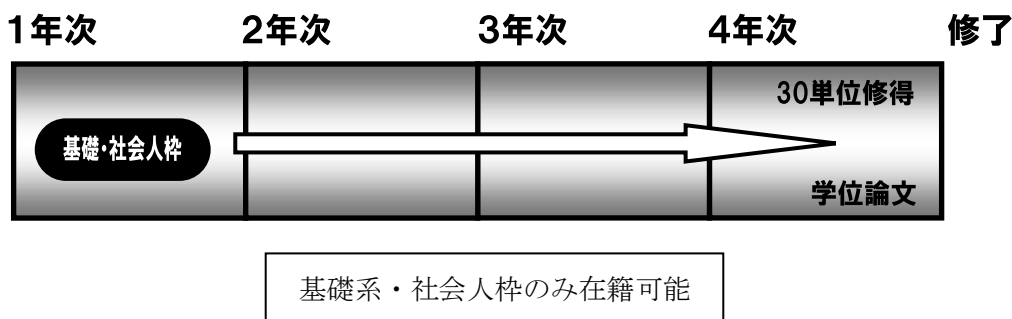
■その他（学外学修）

- ・教育上有益であると認めるときには、国内外の他の大学院又は他の研究所において学修することができる。
- ・学外での学修は、10単位を超えない範囲で修了要件単位に参入することができる。
- ・学外学修の期間は1年以内とする。ただし、教育上有益であると認められるときには、延長を許可することがある。
- ・学外学修を行う場合は、原則として学外学修を行う1か月前までに「学外学修申請書」を学事部大学院係に提出すること。
- ・復学後は速やかに「学外学修履修報告書」に専攻科目受講票を添えて学事部大学院係に提出すること。

■在籍パターン（例）

1) 本学の助教（医科）として勤務しながら大学院生となる場合

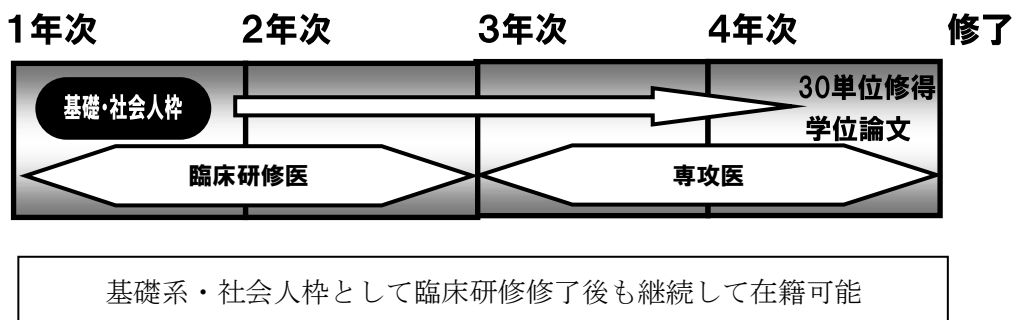
本学以外の医療・教育・研究機関、企業等に常勤として勤務している場合



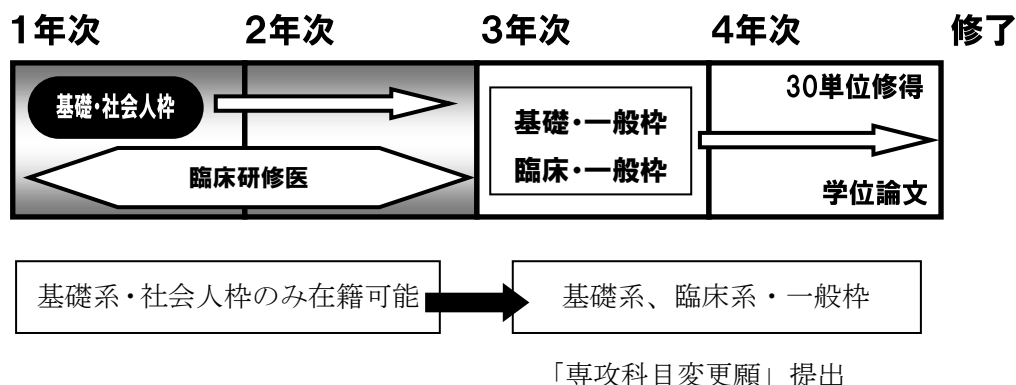
2) 臨床研修医と並行して大学院生となり、臨床研修修了後に専攻医となる場合

基礎系・社会人もしくは基礎系、臨床系・一般枠として在籍が可能。

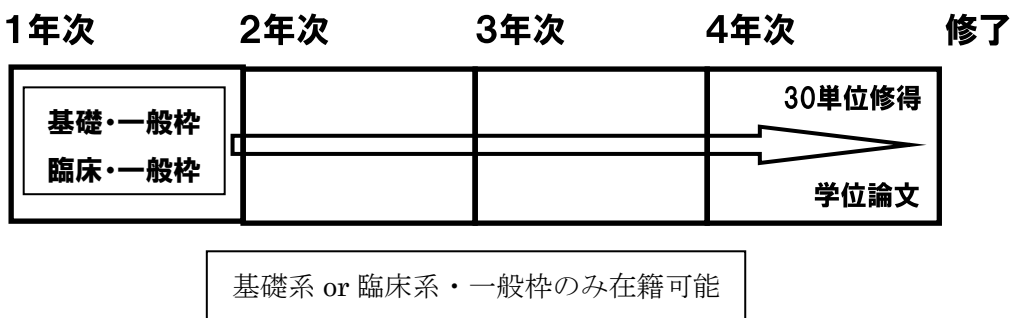
①基礎系・社会人枠の場合



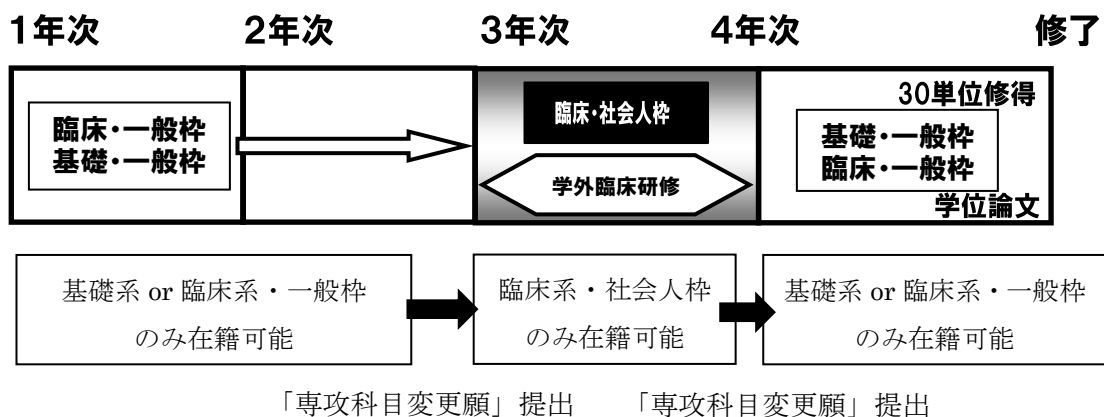
②基礎系、臨床系・一般枠の場合



3) 退職して（もしくは就職しないで）大学院生となる場合

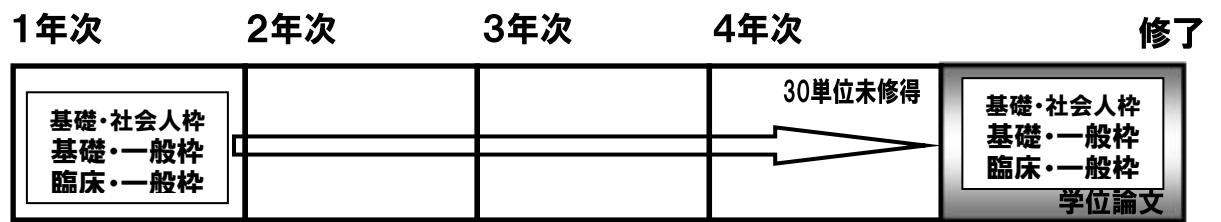


4) 学外臨床研修、専攻医専門臨床研修(学外)を行う場合



※基礎系または臨床系・一般枠の学生が専攻医専門臨床研修(学外)を行う場合、臨床系・社会人枠に変更し、研修終了後は再度一般枠に変更する。

5) 修了延期になる場合



※ 4年終了時において学位を取得していない者は修了延期となる。修了延期者の学費は2年を限度に免除する。